



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第66号 令和元年8月15日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
304	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
305	救急病院の申出が撤回された件	同
306	救急病院を定めた件	同
307	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課

徳島県告示第三百四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和元年八月十五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
阿南中央病院	阿南市宝田町川原二番地	令和四年三月三十一日

徳島県告示第三百五号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和元年八月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ三六番地	平成三十一年四月三十日
阿南中央病院	同 宝田町川原二番地	同

徳島県告示第三百六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和元年八月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
地方独立行政法人徳島県 鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番	令和四年三月三十一日
阿南医療センター	阿南市宝田町川原六番地一	同 四月三十日

徳島県告示第三百七号

徳島地方務局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	徳島市福島一丁目、新南福島一丁目、新南福島二丁目及び南末広町	令和元年八月一日から 令和二年一月三十一日まで